IBARAKI

\わりと/

わかる! PTA

なるほど かんたん ハンドブック

茨木市PTA協議会

はじめに

この冊子をご覧いただいているあなたは・・・

初めてPTAの役員を任されて「マジかっ！」状態の新役員さん？
もう何年もPTA役員を務めておられるベテラン役員さん？
それとも今年度覚悟を決められた会長さん？

「PTAってなに？」
こんな問いがあったら、あなたは何と答えますか？
初めて役員をされる方はもちろんのこと、PTAのベテランさんでも一瞬考えてしまうのではないでしょうか。

私はPTAの役員をさせていただき、かれこれ12年になります。PTAのことは詳しいかと聞かれるとあまり自信がありませんが、一通りは知っているつもりです。

しかし役員1年目のことを思い出しますと、何が何やらさっぱりわからず…。初めての会議では交わされる言葉の意味も理解できず、ただ半笑いのままフリーズ状態でやり過ごしたことを思い出します。先輩役員さんに少しづつ教えていただきましたが、共同で行事を行う関連団体のことまで理解できるようになるまでには結構な時間を要しました（みんながみんな、そうではないかもしれませんが）。おまけにPTAは単年度ですので時間はあっという間に過ぎていきます。

私たちは、茨木市PTA協議会としてなんとかこのような皆さんを応援できないものかと考えました。そこで今回、「PTAとはなんぞや！」がわかる冊子を発行させていただくことにしました。

ただ、PTAは各学校園の自立して独立した団体ですのでそれぞれの特色があります。地域によっても違います。そのすべてをこの冊子で網羅することは不可能ですので、茨木市内の各PTAにほぼ共通するであろう項目を取りあげて解説させていただいています。一般的なPTAの基礎を知っていただくマニュアルとしてお役立てください。

また最近では、PTA活動について考え直して行こうという気運を感じます。コロナ禍により活動に大きな制約がかかり、今までと同じやり方では通用しなくなったこともあり、活動の見直しを模索されている会長さんも多いのではないでしょうか。良くも悪くも前例踏襲を是とするところがあるPTAにおいて、変革は大きなエネルギーが必要です。

そこで、今あるものを変えるにしても守るにしても、先ずはいま、現実をしっかりと見つめ直す必要があります。そんなPTA舵取り役のベテランさんたちにとって「そもそもPTAって？」を考えるツールとしてもお役立ていただくと幸いです。

この冊子は、コロナ禍で集まることが叶わない中、オンラインミーティングを通して約2年をかけ、親しみやすさを重視して制作にあたりました。編集にあたっては 西川明 様（株式会社西川印刷所 代表取締役）のアドバイスをいただき進めましたが、素人集団が作りましたので内容や表現に疑問を感じられるところがあるかもしれません。訂正や追記が必要な箇所はバーションアップも考えていますので、ご意見やご提案をいただければと思います。

それでは、この冊子がPTA活動を通じた皆さんの笑顔の繋がりに寄与してくれますように。

令和2年度・3年度　茨木市PTA協議会　会長　阪　和也

発行によせて

PTA 会員の皆様方には、日ごろから本市教育行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、感謝を申しあげます。

また、子どもの安全見守り活動、学校諸行事へのご協力など、子どもたちの健やかな成長を願って、保護者と教職員が連携、協働し、よりよい学校づくりのためにさまざまな場面でご尽力をいただいており、地域コミュニティや学校現場において、日ごろから大きな役割を果たしていただいておりますことに、改めてお礼を申しあげます。

さて、近年、情報化の進展、共働き世帯の増加など社会情勢は大きく変化し、PTA 活動についてもその必要性が全国的にも取沙汰されております。加えて昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでどおりの活動が難しくなり、苦慮されているところも多いのではないでしょうか。

このような状況下において、このたび、茨木市 PTA 協議会が、保護者及び教職員向けに、PTA 活動の目的や内容をわかりやすく伝え、活動を進めていく上での不安解消に寄与するため、当事者の視点でまとめた冊子を作成されましたことは、大変意義深く、時代に応じた活動を継続していくための一助となるものと考えております。PTA 会員の皆様が、この冊子を活用され、改めて PTA 活動について見直し、理解を深めることで、学校と家庭、家庭と家庭を結ぶかけ橋として、ますますのご活躍をされることを期待しております。

本市教育委員会といたしましては、「茨木っ子プラン　ネクスト 5.0」において、子どもたちが自分らしく生きていくために必要な力である、「未来に向かって努力できる力」、「自分と向き合い高める力」などの非認知能力を「茨木っ子力」として定義し、その育成に取り組んでいるところです。学校園・家庭・地域の方々が一体となった取組が必要であり、PTA 活動もまさにその一翼を担っていただいているものと考えておりますので、子どもたちに生きる力を育むという共通の思いをもって、引き続き活動をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本市 PTA 活動の活性化のため、編集･発行にあたりご苦労いただいた、市 PTA 協議会会長及び編集委員の皆様を始め、協議会の皆様方に深く敬意を表しますとともに、貴協議会の今後ますますのご発展を祈念いたします。

茨木市教育委員会　教育長　岡 田　祐 一

CONTENTS

chapter1 PTA の目的

1 PTA とは 1-1
2 PTA のあゆみ 1-1
3 PTA 構成員 1-3
4 今の PTA と課題 1-4

chapter2 PTA の主な活動

1 PTA 活動 2-2
2 PTA として活動する意義 2-3
3 PTA 活動の参加を促進するには 2-3

chapter3 PTA と地域

1 地域との連携 3-1
2 地域との交流 3-1
3 地域が抱える問題 3-2
4 他団体について 3-3

chapter4 茨木市 PTA 協議会

1 茨木市 PTA 協議会について 4-1
2 さらに広がる PTA のつながり 4-2

chapter5 茨木市学童通学安全対策協議会について

1 子どもの安全と PTA 5-1

chapter6 これだけは知っておこう PTA の財務

1 会計になったら… 6-1
2 １年間の流れ 6-2
3 収入と支出 6-2
4 特別会計 6-4
5 決算と監査 6-4

chapter7 個人情報保護法の対応について

1 個人情報保護法の改正 7-1
2 守るべき基本ルール 7-1
3 PTA における対応について 7-3

chapter

1 PTA の目的

PTA とは一体どのような目的をもった団体なのでしょうか？初めに PTA の基本をわかりやすく、解説していきます。

1 PTA とは

PTA の言葉の由来

児童・生徒の保護者（**P**arent）と、
児童・生徒の教職員（**T**eacher）からなる
団体・協会（**A**ssociation）
ということから、各語の頭文字をとった『**PTA**』となりました。

PTA とは保護者と教職員が対等の立場で協力し、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした社会教育関係団体のことです。社会教育関係団体とは、学校教育以外の教育活動を行う団体で、営利を追求せず、主として青少年及び成人に対して社会教育を行うことを目的としています。公の支配には属さない団体で、自発的に組織され、活動を進めていきます。そして自らの楽しみだけでなく地域社会への還元につながる活動を行っていく団体です。

子どもたちの健やかな成長に密接に関わってくるのが、保護者や教職員である大人との関係です。大人たちは子どもたちの成長の糧となるような関わりを持ちたいものです。社会教育関係団体としての PTA 活動は、子どもたちが育つ社会に寄与するもので、子どもたちの豊かな感性を育て、価値観の多様化を受け入れることの助けになるためのものです。また、保護者や教職員は社会性を学び、新たな人間関係を築き、教養を高めるなど、PTA 活動を通して自らがさらに成長する機会を得られます。

つまり、PTA とは社会教育関係団体で子どもたちの社会に関する活動に関わるだけでなく、保護者もともに学び、成長していける組織です。

2 PTA のあゆみ

次に、PTA はいつ、だれが設立したのでしょうか？また、どのようなことに関わってきたのでしょうか？

始まり

昭和 20 年文部省が「新日本建設の教育方針」を発表しました。その後、アメリカから派遣された教育の専門家による、戦後の日本教育に関する基本的な方針を示す、米国教育使節団報告書によって PTA の設立と普及を推奨する方針が掲げられ、文部省を通じて、全国的に PTA の指導、支援が広がりました。

PTA の趣旨として「子どもたちが正しく健やかに育っていくには、家庭と学校と社会とが、その教育の責任を分け合い、力を合わせて子どもたちの幸せのために努力していくことが大切である」と謳われています。それまでの学校設備や催し物の寄付や後援に力を入れていた「父母と先生の会」から、子どもたちをサポートすることに重点を置いた PTA と変化をしたのでした。

活　動

戦後の学校関連諸制度の整備・実現。具体的には学校給食の制度化、2部授業の撤廃、校舎の増築、青年学級の創立、教科書無償配布、学校保健の実施などPTAが要望をまとめて、文部行政と財政当局へ働きかけました。戦後の教育制度、教育の条件の整備充実に多くの貢献を果たしています。

昭和30年代以降の活動

学校支援的な活動ばかりではなく、PTA本来の活動である成人教育、両親教育、青少年教育などを進め、社会教育関係団体として活動を始めました。交通事故の増加に伴う子どもたちの安全確保、青少年の体力低下、物価の急激な上昇による教育にかかる費用の高騰、マスコミの悪しき風潮や有害図書、社会での教育環境の悪化による青少年非行、不登校などの社会問題について調査、意見の集約、行政当局への要望、社会への問題提起を行いました。

そして、問題解決をめざし、様々な行動を実際に担う団体へと成長をしました。平成10年に創立50周年を迎えてPTAに文部科学省が教育改革の方向性を踏まえて、「家庭・学校・地域社会をつなぐ要」としての役割を一層強く求め、PTA活動自体も三者の連携をめざした活動が中心になってきました。

創設当時の文部省が作成したPTA結成手引書の中にあるPTAの趣旨が今もPTA活動の根底にあります。

PTAのあゆみの年表

	主なできごと	PTAのできごと
昭和	20年　文部省が「新日本建設の教育方針」発表	
	21年　米国教育使節団報告書によってPTA設立と普及を推奨方針 文部省が全国的にPTAの指導と支援を広げる	
	22年　PTA手引書を各都道府県知事に送付	
	24年　保健体育審議会令制定（学校給食に制度化） 社会教育法公布	24年　PTAは社会教育関係団体の取り扱い
		25年　「父母と先生の会」からPTA設立 大阪府PTA協議会設立
		27年　日本父母と先生の会全国協議会発足 （日本PTA発足）
	29年　学校給食法制定（学校給食の制度化）	
		32年　日本PTA全国協議会と改称
	33年　「学校教育法」施行規則の改正（二部授業の撤廃） 学校保健法（学校保健の実施）	
	34年　日本学校安全会法公布（子どもの安全） 社会教育法の旧規定改正（社会教育に普及奨励）	
	36年　「地方財政法を一部改正する法律」施行 （公立小中学校の人件費、校舎の維持修繕費を父母に負担させてはならない）	36年　第1回成人教育全国大会開催（宮城県） 第1回児童生徒愛護活動全国研究大会開催 （兵庫県）
	37年　教科書の無償に関する法律公布	
		52年　PTA地域活動開始
		53年　大阪府PTA協議会による 「安全会活動補償制度」発足
		60年　社団法人日本PTA全国協議会設立
平成	4年　学校の週休2日制開始	
		10年　日本PTA全国協議会創立50周年 大阪府PTA協議会による「総合保障制度」発足
	22年　高校授業無償化法成立	

3 PTA 構成員

会　員

児童・生徒の保護者や教職員は、PTA に参加する権利を持っており、活動の趣旨に同意し、会費を払って参加します。

役　員

PTA 活動の中心となり推進していく人のことをいいます。組織を動かしたり、考え方や環境が違う人と一つの活動を行うには、「まとめ役」が必要になります。そのまとめ役が PTA では役員になります。役員は会員より責任が大きくなりますが、多くの仲間と生き生きと取り組めることが大切です。役員の中での役割分担は、PTA によって異なります。

下記の図のような組織を構成している PTA が多いでしょう。**各 PTA により名称は異なることがありますが、一般的な名称で記載しています。**

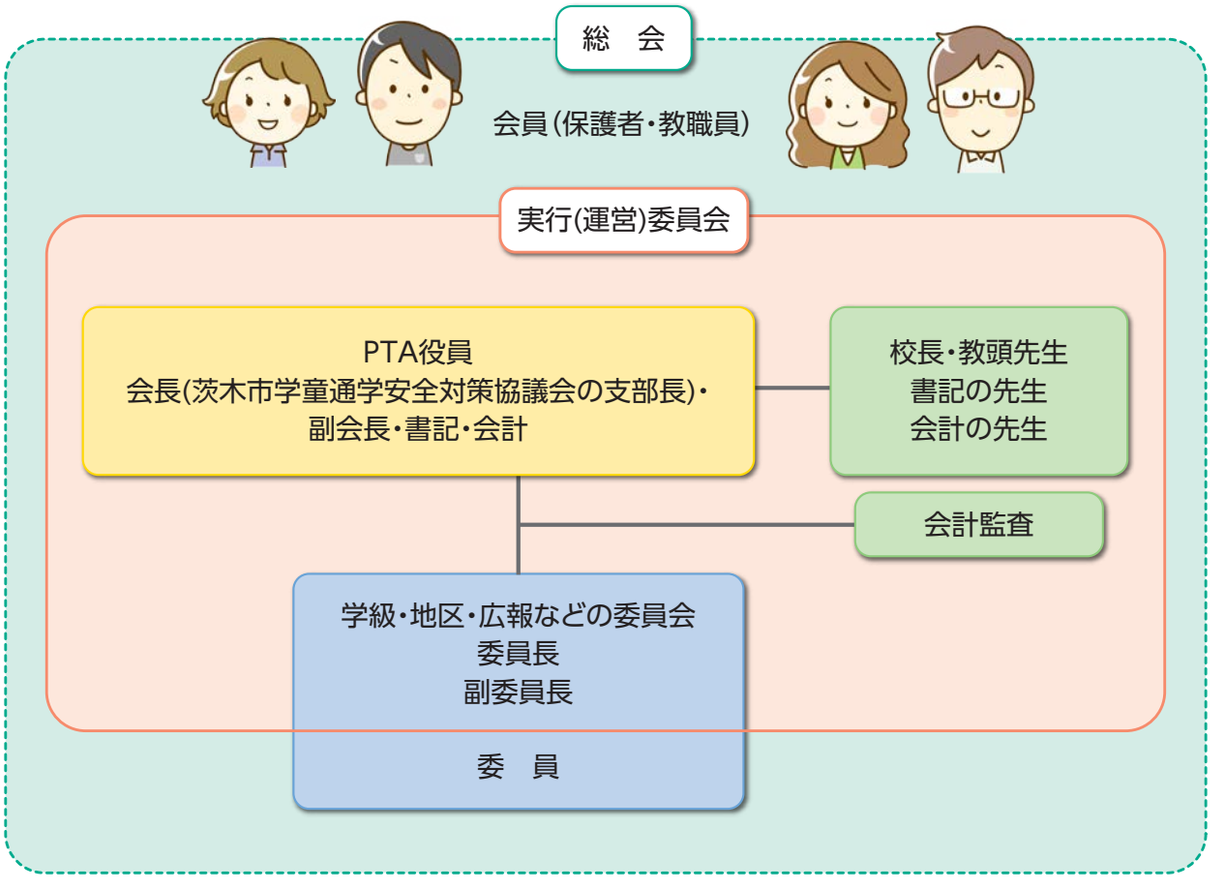

※茨木市学童通学安全対策協議会（通対協）とは、子どもたちの通学路の安全を守るための協議会です。

4 今の PTA と課題

令和の時代に入り、科学技術の急速な進歩、高度情報社会、少子高齢化、グローバル化などが急速に進む中、子どもたちを取り巻く社会が変化してきています。子どもたちを健全に育てるためには、家庭・学校・地域社会の実質的な連携が不可欠であると考えられ、これは今も PTA 活動のめざすところです。

しかし、家庭の事情や個人の考え方、児童・生徒の減少により、従来の PTA 活動は難しくなってきたという感覚は否めません。PTA 活動は大切ですが、内容の変化も必要と考えます。なぜなら、子どもたちの成長や子どもたちのための教育は、将来への希望です。時流に合った PTA 活動を考え提供することで、グローバル社会で生きる子どもたちの、豊かで多様な感性・感覚を育てることにつながるのではないでしょうか。

私たちは今、PTA の新たな在り方を考えていく時期に直面していると思われます。

ちょっとひとこと

社会教育とは学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動のことをいいます。PTA 活動はこの社会教育になります。

生涯学習は私たちが生涯にわたって行う学習行動です。社会教育における学習のほか、学校教育や家庭教育における学習、組織的に行わない個人的な学習なども含み、社会教育より広い活動対象となります。つまり、PTA 活動は子どものための活動だけではなく、生涯学習を行うための教育活動の一つでもあるわけです。

また、生涯学習とリカレント教育が同一視されているようですが、リカレント教育とは義務教育終了後、教育と就労を交互に繰り返す教育システムです。ただ、わが国では広く解釈されており、働きながら学ぶ場合や、学校以外での学びを広く含む言葉として使われています。

chapter

2 PTA の主な活動

PTA は子どもが家庭、学校、地域でのびのび安全に、安心して過ごせることをめざして活動します。そのために、子どもの過ごす環境における活動を主に行っています。

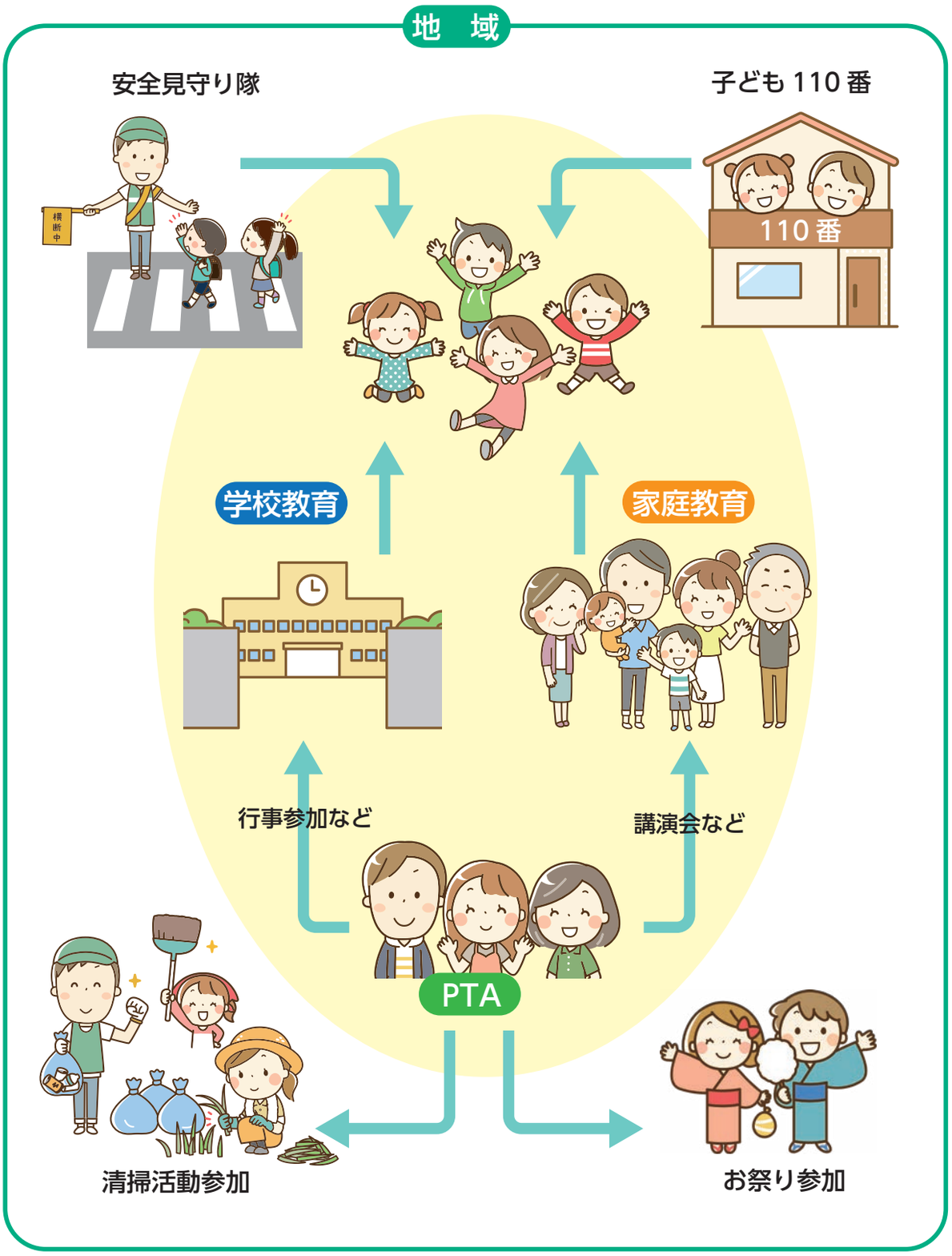

学校教育（授業や行事で学ぶ力や他の人との関係を通じて社会的力を育む）へのサポート活動

◎活動目的：学校がめざす学校教育を理解し、子どもが過ごす学校環境へ興味を持つため。
教職員、保護者がコミュニケーションをとる機会を得るため。

◎活動内容：学校行事への参加、行事運営のサポート。
例）・運動会の警備や安全のサポート
・校内清掃（トイレ掃除、窓掃除など）協力
・学級図書の整備　など

家庭教育を充実させるサポート活動

◎活動目的：基本的な生活習慣を教える場所である家庭環境を整える一つの力になること。

◎活動内容：家庭教育のヒントになるような講習会、講演会、研修会の開催。

地域での活動参加、協働

◎活動目的：自宅、学校がある地域で育つ子どもやその保護者が、地域の一員として地域とつながり、親密な関係を構築し、地域で子どもの成長を見守る意識を高めるため。

◎活動内容：夏祭りの協働参加、地域清掃活動参加、地域防災との連携、子ども 110 番の普及活動、通学路点検、公園点検、有害な看板やポスターの撤去など。

広報活動

◎活動目的：PTA がどのような趣旨でどのような活動を行っているのか、学校生活の様子などを発信し、活動への興味をもってもらう。また、会員同士の交流や地域へ発信することで相互理解を深めるため。

◎活動内容：広報紙の制作と発信

これらの PTA 活動を通して得られる、保護者、教職員、地域住民との相互理解は、お互いの協力につながり、それらは地域社会で過ごす子どもの安全・安心へつながっていくことになります。

1 PTA 活動

PTA の役割は、家庭、学校、地域社会をつなぐ要になることで、PTA 活動はそのためにあります。PTA 活動に参加すると、その活動の大切さを共感、共有できることが多いことも事実です。しかし、「PTA は大変そう」というイメージもあるため、PTA 活動への参加に消極的な会員も多いと思います。もっと気楽に PTA 活動へ参加できる工夫や、時代の変化と共に活動内容の適宜見直しも必要なのではないでしょうか。

PTA 活動の内容（学校、地域性により内容は様々です）

◎学校のサポート活動

・運動会などの行事、授業参観などでのサポート活動（自転車整備、保護者証の確認、清掃など）
・登下校時の見守り活動
・学級図書の整備
・卒業式のサポート
・通学路点検

◎家庭教育へのサポート活動

・講演会、研修会の開催

◎地域活動への参加と協働

・地域祭りへの協働参加
・青少年健全育成運動協議会（青健協）主催行事
（校区内清掃・校区フェスタ・パトロール・スポーツ大会など）への協働参加
・子ども 110 番普及活動
・公園点検
・有害看板、ポスター撤去活動
・あいさつ運動参加

◎広報活動

・PTA 広報紙の発行、会員同士の交流や地域へ PTA 活動を発信し相互理解を深める

2 PTA として活動する意義

子どもの成長する環境を改善維持していくためには、家庭、学校、地域社会の実質的な融合が不可欠であり、そのことを最もよく担うことができるのが PTA だと思います。保護者が PTA の会員として活動に参加し、学校のこと、地域のこと、家庭教育のことを身近に感じ、活動の意義を共感することで更に PTA 活動への興味がわけば、生き生きとした活動も増えていく…、そんな前向きなループが生じれば素敵ですね。

3 PTA 活動の参加を促進するには

・会員が自らやりがいを感じて自主的に事業に取り組む仕組みを考える
・個々の会員が各自の都合に合わせて柔軟に参加できる多様な活動内容の工夫
・先人が知恵を絞った活動をたどり（すべての活動にはその時代にその活動を行う理由があった）、
　変えられる内容は会員の意見を聞きながら時代に合った内容に変えていく

など、適宜検討が必要ではないでしょうか。

ちょっとひとこと

PTA の会員として活動に参加するのは一生ではありません。PTA によっては保護者以外の会員もあると思いますが、それでも主体的に参加するのは子どもが学校に通っている期間ですので、ぜひ期間限定と割り切って楽しむことができればよいですね。実際に活動に参加することで知り合いが増え、中身が見えるのでプラスの部分もあります。少しでも多くの方に参加して経験していただきたいものです。

chapter

3 PTA と地域

1 地域との連携

PTA と地域（Community）が連携して活動することを PTCA といいます。

子どもの生活は、家庭と学校だけではありません。家庭で育ち、学校で学び、地域に見守られて成長するのが理想です。もちろん、保護者にとっても地域の方による支援はありがたいものです。例えば、登下校の見守りなど、教職員の責任が及ばない学校外における活動すべてを保護者が管理することは困難ですので、地域の方々は大きな助けとなります。

このように、地域と連携してお互いに助け合っていくことは、子どもにとってはもちろんのこと、保護者にとっても重要なものなのです。 また、地震や台風といった天災が起こった際には、地域で行っている自主防災会などを通じて出会ったり、日頃の交流で知りあいになっていることによって、お互いに助け合うことができます。

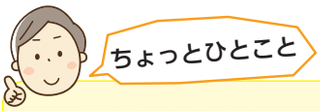

～ 地域から見守られるって？ ～

学校が終わって友だちと近所の公園などで遊んでいると、子どもは時間を忘れてしまいがちです。そういった時、夕方の散歩をしている地域の方が「もう遅い時間だからおうちの人が心配しないように家にかえりましょうね。」とことばをかけてくれる時があります。こういった温かい地域の見守りが子どもの安全に繋がっています。

2 地域との交流

PTA が主体となる行事で、地域の方と交流する機会はほとんどありません。登下校の見守りについても、学校から地域に依頼する形となっており、窓口が PTA ではない場合がほとんどです。

では、どのように交流するのかというと、地域に関係する団体が主催する行事に参加することで、地域と交流していきます。

PTA 役員になると、地域によって多少の違いはあるものの、連合自治会や公民館などといった地域の団体から、会合の出席や行事参加の依頼が来ますので、こういった会合などに参加し、地域との交流を深めましょう。

PTA 活動をしながら、他の団体の会合などに参加することは、仕事や家事に追われている保護者にとって負担とはなりますが、地域の団体についても、そのほとんどが PTA と同様に、それぞれの目的のもと地域をよくしようと頑張っている有志の方々で成り立っています。PTA が地域の行事に関心を示さなければ、逆に地域からも PTA 活動の理解が得られなくなってしまいます。そのため、すべてを一部の人間でこなすのではなく分担するなどして、可能な範囲でもいいので、相手の立場や目的を理解して積極的に交流を深める必要があります。

また、地域の行事は子どもと無関係なものばかりではありません。地域の団体が主催するお祭りや地区運動会などが代表例です。お祭りで PTA が出店した屋台の焼きそばを自分の子どもが喜んで食

べているすがたや、地区運動会のリレーで子どもからバトンを託される情景を想像すれば、行事参加も楽しく感じられるかもしれません。

ちょっとひとこと

～ 子どもの成長って？ ～

登下校を見守ってくれている地域の方に「おはようございます。」「こんにちは」と挨拶をしていると交遊の輪が世代を超えて広がります。子どももただ見守られているだけではありません。登校中に見守りをしてくれていた方が急に体調が悪くなった時、子どもが分担して「大丈夫？」と声をかけながら大人を呼んで助けを求めたということもありました。

保護者以外の大人との繋がりは家庭や学校では得られない経験となります。そして、子どもはそれを糧に成長します。

3 地域が抱える問題

地域では、高齢化問題を抱えている団体が多くあります。

例えば、自治会であれば、新興住宅地に建つマンションの多くは独自の管理組合があるため、自治会に参加していません。また、連合自治会に入っていない単体の自治会もあります。そのため、住人が増えても自治会の人数は増えず、新たな人材の確保ができないこととなります。

PTA に関しても、登下校の見守りをしてくれる地域の方も高齢化が進んでいますので、決して無関係とは言えません。PTA で解決できる問題ではありませんが、このような課題を抱えている中、見守りをしてくれる地域の方が今後増えていくとは考えにくい状況です。

そのため、PTA としては、地域の活動に可能な範囲で積極的に参加し、お互いに助け合うことで、今後もできるだけ多くの地域の方に PTA 活動にご協力いただけるよう努めていく必要があります。

ちょっとひとこと

～ 地域との連携がないと… ～

例えば、子どもたちの登下校をすべて保護者が見守ることとなった場合、仕事をしている保護者にまで登下校の見守り当番が回ってきて仕事を休まなければならなくなったり、あるいは一部の保護者に極端に負担が偏って、保護者同士の関係が悪くなったり、最悪の場合、保護者の都合によって子どもたちがバラバラに登校して、集団登校が成り立たなくなる可能性があります。地域が子どもの安全や成長を見守っていくには、子どもだけではなく、保護者も地域と関わっていかなければなりません。

地域の方々はそれぞれの考えがあって子どもを見守ってくださっていますが、保護者が地域との繋がりを蔑ろにしていては、地域からの支援を受けることが難しくなっていくでしょう。

しかし、時代の流れから、家庭間の繋がりが薄くなっていますので、個人で地域との繋がりを保っていくのは簡単ではなくなってきています。そのため、PTA は保護者の代表として、地域との関係を良好に保つという重要な役割を担っています。

4 他団体について

中学校区青少年健全育成運動協議会（中学校区青健協）

地域の青少年を育成する組織として、１４校区結成されています。

青少年指導員、地域や中学校と連携･協力しながら、青少年の問題行動の抑制、規範意識の醸成を図ったり、地域での人間関係の構築や地域活動への参加促進を行っています。

小学校区青少年健全育成運動協議会（小学校区青健協）

地域の青少年を育成する組織として、３２校区結成されています。

地域や小学校と連携・協力しながら青少年が地域で健やかに成長できるように、中学生になってからも声を掛け合うことのできるように、地域での人間関係の構築、地域活動への参加促進を行っています。

※校区によっては、中学校区青健協を中心として、活動をしている所もあります。

小学校区こども会育成連絡協議会（校こ連）

校区内の、単位こども会育成会より役員を選出し、校区内の共通する問題や課題についての話し合いや情報交換をしています。

また、校区内のこども会の子どもたちを対象とした行事の開催などを行っています。校区によっては、地域行事のとりまとめやお手伝いをします。

こども会育成会の組織

大阪府こども会育成連合会（府こ連）
大阪府内市町村のこども会組織との連携をはかる
こども会安全共済会の業務の所管

三島ブロックこども会育成連絡協議会（三こ連）
茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・島本町（４市１町）で組織され、
三島地区のこども会組織の連絡、連携をはかる

茨木市こども会育成連絡協議会（市こ連）
小学校区こども会育成連絡協議会の代表者などで組織された市内のこども会組織を統括する。各行事の開催、教育委員会主催事業の協力などを行っている。
各こども会が加入している、こども会安全共済会の茨木市の窓口

小学校区こども会育成連絡協議会（校こ連）

こども会育成会（単位こども会）

chapter

4 茨木市 PTA 協議会

1 茨木市 PTA 協議会について

茨木市 PTA 協議会（略して市 P と言います）って何をやるとこ？

各 PTA 同士の連絡や情報共有及び話し合いの場を設け、その活動が発展的な健全で充実したものとなるよう話し合います。そして、各 PTA 共通の問題の解決やさらに充実した活動をめざして茨木市教育委員会をはじめとする関係諸機関や団体との連絡と協調を行っています。また大阪府 PTA 協議会及び三島地区 PTA 連絡協議会との連携を通して、子どもたちの教育環境がより良くなっていくように、より広い情報収集と各 PTA へのサポートをするとともに、各 PTA の繋がりがさらに広く強くなっていくことをめざして活動しています。

茨木市 PTA 協議会ってどんな集まり？

茨木市内の各 PTA が構成団体となって茨木市 PTA 協議会は成り立っています。そのため各 PTA は市 P の活動や運営に関して意見や希望を述べる権利があります。

茨木市 PTA 協議会が開く会議

役員会

茨木市内の各 PTA 会員による立候補や輪番校推薦などにより、会長はじめ役員が選ばれ役員会を構成しています。そこでは市 P の運営管理全般や事業の計画、関連関係団体との協力や情報共有を行います。

また、ここで話し合われた内容や計画は理事会に報告され、承認を得たうえで実施されます。

理事会

各 PTA の会長が理事として、理事会を組織しています。理事会では、役員会が計画していることや実施しようとしていること、会の運営などについて説明を受け、それで良いかどうかの決定と、実施した事業に関してその結果がどうであったかの報告も受けます。

また、総会に関する事項についての審議も行います。

※市 P の活動はすべて理事会の承認なしに行うことはできません。

総　会

最高の議決機関で各 PTA の会長及び役員 2 名で構成されます。定期総会では役員の承認や決算予算及び運営方針案などが審議されます。必要に応じて臨時総会が行われることもあります。

※市 P の活動は、総会での承認がないとはじめられません。

茨木市 PTA 協議会（市 P）などの各 PTA が集まった連合組織体を連合 PTA（連 P）と呼ぶことがあります。これに対する表現として各学校園の PTA は、単位 PTA（単 P）と表現されることがあります。

まとめるとこんな感じ

各 PTA と茨木市 PTA 協議会（市 P）

市内各学校園 PTA
- 幼稚園・認定こども園 PTA
- 小学校 PTA
- 中学校 PTA

茨木市PTA協議会〈市P〉

- **総会**　役員・会計監査・各 PTA より会長１名、役員２名・全校園長・顧問
  （校園長･顧問は議決権がありません）
- **理事会**（役員・顧問・各 PTA 会長）
- **役員会**
  - ◎会　　長…１名
  - ◎副 会 長…12 名以内
  - ◎書　　記…２名（副会長が兼務）
  - ◎会　　計…２名（副会長が兼務）
  - ◎会計監査…２名
  - ◎顧　　問…幼・小・中の校園長各１名
    総会で承認された元市Ｐ役員若干名
  - ◎事務局
  - ◎行政担当者
    - ・役員は年度により人数が異なります
    - ・顧問のうち、元市Ｐ役員顧問は年度により選出されない場合もあります
- **委員会・特別委員会**（毎年度、設置については理事会にて決定します）

2 さらに広がる PTA のつながり

茨木市の公立幼小中学校園 PTA の集まりである茨木市 PTA 協議会（市 P）は、茨木市・吹田市・高槻市・摂津市・島本町の協議会とともに、三島地区 PTA 連絡協議会（地区 P）を構成しています。そしてさらに、大阪府域 PTA（大阪市を除く）の集まりである大阪府 PTA 協議会（府 P）さらに近畿ブロック PTA 協議会（近 P）と公益社団法人日本 PTA 全国協議会（日 P）まで繋がり、まさに私たちの集いは全国の仲間と繋がっています。

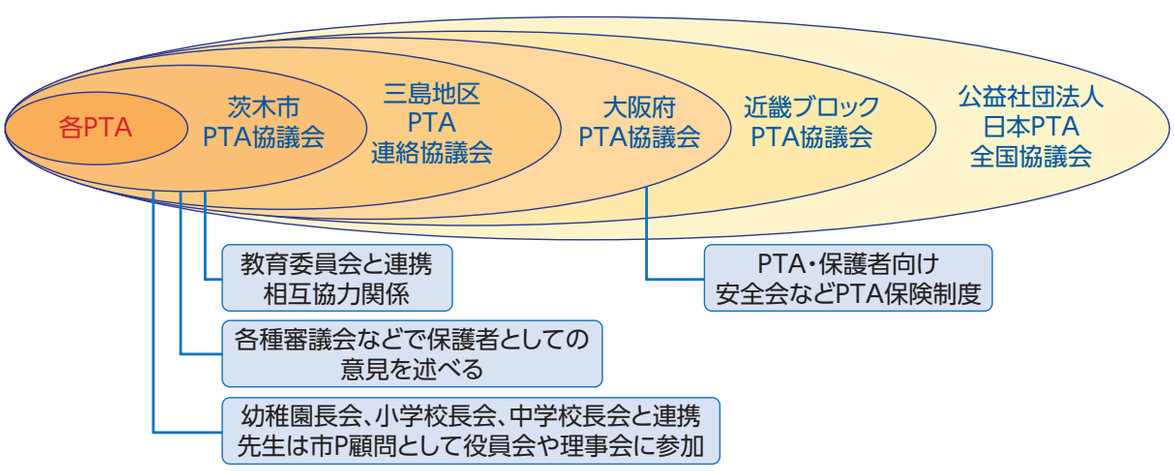

ちょっとひとこと

なんかややこしい感じもするけれど、要するに自分のところの PTA は、全国の仲間と繋がってるってことね。全然気にしてなかったけど、縁の下の力持ちみたいに、ちゃんと支えてくれているところがあるんやね。

chapter

5 茨木市学童通学安全対策協議会について

1 子どもの安全と PTA

「茨木市学童通学安全対策協議会」(以下通対協) は、通学路の安全に関する取り組みを行う組織です。通対協の事務局は茨木市教育委員会学校教育推進課で、茨木市 PTA 協議会の会長、小学生の子どもを持つ副会長、書記が役員となっています。この協議会の運営を強力なものにするために各園、各小学校区に支部が置かれています。その支部の支部長は各校の PTA 会長になります。

各小学校では、入学式が終わると間もなく「愛のパトロール」があります。これは、新入生の下校時に行われる通学路の危険箇所の確認のパトロールです。保護者だけでなく、警察、市の道路管理者、茨木市教育委員会が一緒に通学路の点検をします。通学路の点検は「愛のパトロール」だけではなく、通学路の危険箇所点検をもとに各校の「通学路に対する安全対策の要望書」の時にも行われます。この要望書を通対協支部である各 PTA が通対協事務局である市教育委員会に提出することで、市や府の道路管理者、警察、教育委員会などにより是正対策が検討され、実施の可否が決まります。通学路の安全のためには、近隣住民の同意、水利組合との折衝、交通規制、土地買収など様々な調整が必要になります。個別に調整するよりも通対協を通じて事故リスクや不便さなどの情報を公にして議論することで、関係者にとっての共通の話し合いの土俵ができ信頼関係が生まれます。防犯や防災の観点で既に存在している組織と連携して子どもたちの安全性向上のために調整する通対協の役割は大きいと言えます。また、保護者が PTA 活動を通して安全対策に参加することで、学校だけでは把握しきれない細かい部分の通学路の危険箇所が指摘検討されます。そのことは子どもたちの環境の改善につながるので、PTA が担う通学路の安全に対しての役割も重要です。

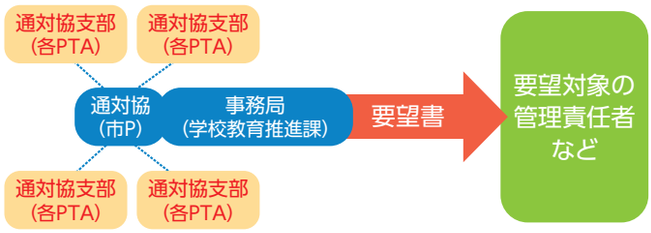

平成 24 年に亀岡市で、登校中の児童が交通事故に巻き込まれる痛ましい事故があり、その後全国的に通学路の一斉点検が行われ安全対策の推進が呼びかけられました。茨木市では平成 11 年から通対協が発足されていて通学路の安全について協議されています。そのため各 PTA では早くから丁寧な通学路点検マニュアルが引き継がれていて、通学路の安全のための定期的な点検、実施、効果の把握（PDCA）が実施されています。

各支部（各校園）PTA と学校は、地域住民や、保護者の窓口役や、地域の安全の課題を関係各所に伝えるコーディネーター役として、通学路の安全対策に協力する役割を期待されています。

協議会の活動内容

学童通学路の実態調査・通学道路における危険箇所とその対策研究・施設や設備に関する協力・学童を交通禍から守る市民意識の高揚・学童の交通訓練に関する協力・その他この会の目的達成に必要な事業

市での活動内容

春と秋の交通安全運動・子どもを交通事故から守る運動・愛のパトロール・通学路要点監視・各幼小中で実施する交通安全教育の訓練に参加・幼小の通学路の実態調査と安全施設整備状況の調査・通学路整備に関する諸問題を交通政策課及び教育委員会と協議、対応の検討

chapter

6 これだけは知っておこうPTAの財務

PTAの財務とかたい言葉になっていますが、各PTAにおいては「PTA会計」としての位置づけになっていると思います。

PTAは、保護者と教職員が子どもたちの健やかな成長と幸せを願い、ともに学習し実践活動を行うことを大きな目的としています。あくまでも任意加入であることから、入学時などには組織・活動内容を説明する必要があります。ご存じのように会員の皆さんから納めていただいた会費により、運営・活動が行われており、会員の皆さんは会費を納めることにより、発言権・議決権・選挙権・知る権利や参加する権利などを持つことになります。

PTA会計は、単なる事務処理ではなく、「会員から委任をされて行う共同財産の処理」であることを認識し、これを適切に行わなければなりません。会費については、物品などで子どもたちや会員に直接還元するのではなく、PTA活動を通して、間接還元されるべきものであることも理解しておきましょう。

PTA活動においては、一人ひとりが会員であることを自覚し、会員の意志や要望が反映される運営が必要です。そのためには、総会や学級などを活用しながら、趣旨・目的のはっきりした活動を心がけることが大切です。

1 会計になったら…

PTA会計になったら、前年度の会計から、「通帳」「帳簿」などの書類の受け渡しと引き継ぎが行われます。必要な書類は、各PTAにより少し異なることもあるかと思いますが、具体的には下記のとおりです。一度確認してみましょう。

通帳	…	本会計通帳・積み立て通帳・特別会計通帳 （本会計と積み立てなどは別の通帳にする）
勘定元帳	…	科目ごとの入出金・残高を記入するもの
金銭出納帳（帳簿）	…	お金の出し入れを記入するもの
領収書添付ファイル	…	出金した明細書として領収証などを添付したもの
備品台帳	…	備品費で購入したものなど、番号をつけて管理するもの

ちょっとひとこと

PTA会計は、会計担当者だけが知っていればいいというものではありません。

会長をはじめとした役員、実行委員（運営委員）全員がしっかりと理解し、計画・予算を立て、活動していきましょう。

2 1年間の流れ

PTA 会計の大まかな流れです。

月	項　目	内　容
3～4月	予算編成	1年間の活動計画を立てる
4～5月	予算案の承認 予算の執行	実行委員会（運営委員会）での審議、総会での承認を得て活動が始まる。
10月	中間会計報告 （会計監査報告）	9月末までの支出入についての監査を受け、中間会計報告をする。 予算残高と今後の活動内容を確認する。
10月～2月	補正予算案の審議・承認	必要に応じて、補正予算を立てる。 会則に沿った承認機関への提案をする。
翌年3月	決算・会計監査	3月末で会計の締めをし、会計監査を受ける。
翌年5月～6月	総会にて決算報告	次年度の総会で決算報告をする。

※各 PTA によっては、中間会計報告をしない学校園もありますが、基本的には中間会計報告をするのが望ましいです。

補足
・補　　正…運営費は運営費の中で、活動費は活動費の中で過不足を調整します。
・承認機関…PTA 会則・規約を読んで、承認機関を確認しておきます。

3 収入と支出

収　入

収入については、大きくは下記のとおりです。

会　　費 … PTA 会員からの会費収入のことを言います。
PTA の運営・活動は会費収入によって支えられています。
会員となったら、会員の義務として負担しなければなりません。しかし、会費の値上げについては、不足したからといって安易におこなうのではなく、活動内容・会費の使い方を見直すなどが必要です。

諸 収 入 … 利息・寄付金・お祝い金など会費・繰越金以外の収入のことを言います。

繰 越 金 … 前年度支出されなかった残金を言います。
基本的には、単年度会計でその年度で支出する経費はその年度の収入でまかなうという考え方です。ですので、繰越金が次年度予算収入に大きな役割を占めることのないよう注意しましょう。当初計画していた活動がなされず、繰り越されるものについては、総会などで会員に説明をしなければなりません。次年度への繰越金（予算残額）が多い場合は、活動の見直しを図る必要があります。

支　出

支出については、下記のとおりです。

組織を維持し運営するための費用の「運営費」と活動のための費用の「活動費」に区分されます。予算を組むうえでは、支出目的や用途を考え、その内容によって科目を明確にするように気をつけましょう。また、会費の使い方に問題のある支出がないかなどの注意が必要です。

「運営費」の内訳

会　議　費 … 会議用のお茶、コーヒー、接待用の茶菓子代など

旅　　費 … PTA 活動にともなう交通費
「旅費規定」などを定めて、幼稚園・認定こども園、学校を拠点とした目的地までの最低額を支給

消耗品費 … コピー用紙、文具、プリンターインク、洗剤などの消耗するもの。長期間使用できないものや長期間使用可能であっても安価なもの

修　理　費 … 印刷機、コピー機などの修理代

燃　料　費 … 暖房器具の灯油代など

研　修　費 … 講演会・研修会の講師謝礼、または参加費や研修用の書籍購入代など

印刷製本費 … 印刷機インク、マスターロール紙、ポスター制作代など印刷にかかる経費

使用賃借料 … ホール・会館使用料、設備使用料、ビデオ・CDレンタル料金、印刷機・コピー機のリース料など

備　品　費 … 長期間使用できるもの（書庫・印刷機・コピー機など）
備品費で購入したものは、備品台帳を作成し番号をつけて管理
使用不能となり、廃棄処分したものは、日付けを明記し台帳から抹消

慶　弔　費 … 会員の慶弔にかかる経費
「慶弔規定」に準じた額を支出

通　信　費 … 電話代、切手代など
役員・委員への通信費補助も一定の金額を決め必要に応じて支給

負　担　費 … 茨木市 PTA 協議会会費、大阪府 PTA 安全会会費など

渉　外　費 … 対外関連団体との連絡、交渉および慶弔にかかる経費

予　備　費 … 総予算の端数を計上する
不足したからと、この予備費から支出するのではなくやむを得ず不足が生じた場合には補正予算で対応

「活動費」の内訳

各委員会費 … 学級委員会や広報委員会などの委員会活動費
各 PTA で委員会名称や委員会数は異なるが、委員会ごとに予算計上することが望ましい

サークル活動費 … 会則で決められており、活動の規約があるサークル（同好会）などについては、活動費を予算計上し支出することができる

ちょっとひとこと

「運営費」「活動費」とも支出は科目ごとにします。全体の支出が合えばいいのではなく、同じ委員会や部の経費であっても、目的の違う科目からの支出はできません。やむを得ず当初の活動計画に変更があり過不足が生じる場合は補正予算を立てて対応します。

4 特別会計

特別会計とは、特別な事業の実施（周年行事）、特定の資金を運用する場合など、特定の収入をもって特定の支出に充てる場合、本会計とは別に収支を行う会計のことを言います。

本会計と同様に予算及び決算報告も総会にはかり、承認を得る必要があります。

ちょっとひとこと

周年行事積立金、備品購入のための積立金など、本会計とは別口座で管理します。

5 決算と監査

規約に定められている、一期（おおよそ、４月１日～翌年３月末）で会計の決算をします。本会計・積立金・特別会計などすべてにおいての決算をします。

各 PTA においては、当該年度の年度末で、会計中間報告、翌年度の年度始め総会で、会計決算報告をします。ただし、各 PTA により、当該年度の年度末に決算報告をするところもあるかと思います。

決　算

・各種支払い、現金などを通帳にすべて入金し、会計を締めます。
・出納帳などの帳簿も締めの処理をします。
・会員がわかりやすい決算報告書を作成します。（引き継がれたデータがあります）。会計の締めと決算報告書ができたら、監査を受けます。

監　査

・予算執行が正しく行われているかを確認します。
・収支関係書類が規約や規則に基づいて作成されているかを確認します。
・領収書、帳簿などが適正に処理されているかを確認します。
・会計上の不備や不正の防止のために行います

ちょっとひとこと

監査は、単に収支を確認するためだけではありません。会計上の不備や不正の防止のためでもあり、適正に運用されているかを確認するためでもあります。

chapter

7 個人情報保護法の対応について

1 個人情報保護法の改正

個人情報保護法（平成 17 年 4 月 1 日施行）

◎個人の情報・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスをはかるための法律。

◎基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取り扱いについての規定。

個人情報を保護する目的で、平成 17 年 4 月 1 日に施行された【個人情報保護法】が平成 27 年 9 月に改正され、平成 29 年 5 月に施行された「改正個人情報保護法」により、個人情報を 1 件でも取り扱うすべての事業者が対象になりました。

PTA 活動で取り扱う個人情報も法律に従い、適正に管理する必要があります。

すべての事業者とは…

紙・データで名簿を管理されている事業者は、法人に限らず、すべて法の対象になります。

PTA、青健協、自治会、同窓会、NPO 法人、マンションの管理組合などの非営利組織も含まれますが、国や地方自治体、学校、独立行政法人は対象とはなっておらず、各都道府県･市区町村が制定する「個人情報の保護に関する条例」によって規律されています。

PTA においても個人情報に関するトラブルが発生した場合には、「個人情報保護委員会」に相談することができます。

個人情報とは…

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるようになるものも含みます。

個人情報漏えい時の罰則について

個人情報取り扱い事業者は、個人情報保護法の定める義務に違反し、この件に関する個人情報委員会の改善命令にも違反した場合は、刑事罰が課せられます。

加えて、漏えいした個人情報の本人から、漏えいによる被害、実被害がなくても漏えいしたという事実による損害賠償民事訴訟のリスクが発生します。また大規模漏えい事件･事故の場合は、巨額（総額）の賠償金支払いに直面する可能性もあります。

2 守るべき基本ルール

個人情報を取得・利用する時

どのような目的で、個人情報を利用するのかについて、具体的に特定します。

× 悪い例…「この情報は、PTA 活動に利用します。」

○ 良い例…「この情報は、PTA 加入者の名簿作成に利用します。」

「この情報は、PTA 主催の行事のご案内のために利用します。」

特定した目的は、公表をしておくことが必要です。あらかじめ公表していない場合は、本人に通知または公表します。

※利用目的があきらかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。

取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する。

すでに取得した個人情報を他の目的で利用する場合は、本人の同意を得る必要があります。

要配慮個人情報を取得する時は、本人の同意が必要です。

要配慮個人情報とは ―

取得については、原則として事前に本人の同意を得る必要のある情報。

- 人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報
- その他、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして、政令で定めるもの
- 身体障害・知的障害・精神障害などがあること
- 健康診断その他の検査結果
- 保健指導、診療・調剤情報
- 本人を被疑者または、被告人として、逮捕、捜索などの刑事事件に関する手続が行われたこと
- 本人を非行少年またはその疑いのあるものとして、保護処分などの少年の保護事件に関する手続が行われたこと

個人情報を保管する時

取得した個人情報は、安全に管理するための措置をとっておきます。

- 紙の場合は、鍵のかかる引き出しなどで保管する
- 電子データの場合は、データにパスワードをかける
- パソコンには、ウイルス対策ソフトを入れる

※最新で正確な内容に保ち、必要がなくなった時は、データを消去するようにしましょう。

ワンポイント！

個人情報が記録されているデータを取り扱う人の範囲を決めておきましょう

個人情報を他人に渡す時

個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則本人の同意が必要です。

以下の場合などは、本人の同意を得なくても他人に渡すことができます。

- 法令に基づく場合
- 人命に関わる場合で、本人からの同意を得るのが困難な場合（災害時）
- 業務を委託する場合

法令で規定されている場合、個人情報保護委員会に届け出を事前に行うなど、例外的に第三者に提供することが認められています。

※必要な事項を記録保管する必要があります（原則３年間は保管する）。

第三者に提供する場合に記録すべき事項 ―

①個人情報を提供した年月日
②第三者の名称（受領者）
③提供する個人情報によって識別される本人の氏名
④提供した個人情報の項目　　などがあります。

第三者から個人データを受け取る場合は、提供者の氏名など、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項などを記録し、一定期間保存しなければなりません。

※原則３年間保管、ただし本人同意の場合は１年とします。

本人からの「個人情報の開示」などを求められた時のルール

個人情報について、本人から開示や訂正などの請求があった場合は、その求めに応じなければなりません。

その個人情報の利用目的を問われた場合のために、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

請求の種類	請求のタイミング	請求に対する対応
開　　示	定めなし	書面により開示する （データが存在しない時はその旨を通知する）
訂　　正 追　　加 削　　除	データに誤りや変更があるとき	事実確認をし、訂正などを行う その後、訂正などを行った旨を本人に通知する
利用停止	データが本人の同意なく目的外に利用されている。また不正に取得されたと考えられるとき	請求の理由が認められるときは、すぐに使用を停止する。 その後、停止した旨を本人に通知する

3 PTA における対応について

個人情報取扱規則の作成

取り扱いに関する詳細を決めます。各 PTA の実情に合わせて決めることが望ましいです。各 PTA の実情に合わせて取り決めを協議し、体制の整備をします。

①規約（会則）への項目追加

規約で、個人情報に関する取り扱いについての項目がない場合は、総会などで項目の追加のうえ、個人情報取扱規則を別途定めておくことが望ましいです。

規約のサンプル

第○条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱規則（方法）」に定め、適正に運用するものとする。

②個人情報取扱い規則（方法）の策定

取扱規則（方法）の策定については、現状の単 P 活動において、規則（方法）の改定を「総会」または「運営委員会（実行委員会）」どちらかにするかは、それぞれの PTA で協議し策定されることをお勧めします。

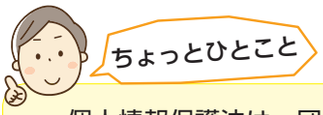

個人情報保護法は、団体の活動を制限するためのものではなく、団体が個人情報をより安全に、そして便利に活用できるように決まりごとを定めた法律です。

今後も、法令の内容を遵守して、適切な団体運営をしましょう。

最後に

「子どもがいないとPTA会員になれないんだよね」友人が漏らした言葉にドキッとした。子どもの人生の一番柔らかい季節に伴走できる、当たり前でない活動。

この冊子を最後まで読んでいただきありがとうございました。この文を読んでいただいている皆さんのお子さんは、小学生？それとも思春期真っ只中の中学生？まだまだ関わりが必要な幼稚園児？どの保護者の願いも、子どもたちが健やかに、安心安全な環境で過ごせることではないでしょうか？

PTAといえば面倒くさく、負担感もあり、大変な活動だと言う声を聞きます。でもそれって今まで通りのことを今まで通りに、隣の学校と同じことをウチの学校も同じようにやらないといけないと決めつけていませんか？園・学校それぞれの地域が違うのだから、活動内容も違ってもいいのでは？でも、どこを変えたらいいのかわからないし、そもそも組織の繋がりが…というのも現実。そこで、ここは押さえとくと良いポイントと、知っておいた方がいいことなどなどを、あーだ、こーだと言い合いながら盛り込みました。せっかくPTA会員になれる資格があり、しかも役員になったんだから、しんどかっただけでなく楽しい想い出と達成感も、次代の役員に伝えていただけますように。

令和３年度わかるPTA委員会　委員長　森　智子

編集後記

新型コロナウイルスの感染が問題になり始めたころと同時に冊子の作成も開始され、1年で作成する予定が2年かかりました。ミーティング開催の制約もありましたが、何かを誰かに説明することの難しさや責任を感じていたことと、もう少しわかりやすいものを作りたい、という若干の欲が出たことで時間をかけました。冊子を作ることで自分たちの勉強にもなりました。そして、このことで繋がった冊子委員会のメンバーと共有できた時間は、有意義でした。今後、時代とともにこの冊子が改訂されて、これからのPTA活動の基礎となるマニュアルとして活用されることを期待しています。

令和2年度冊子委員会　編集長　衣 笠 ひとみ

〈編集メンバー〉

茨木市PTA協議会

令和2年度　冊子委員会

衣　笠　ひとみ
桑　本　由利子
阪　　和　也（会長）
東　山　　学
福　井　秀　真
古　川　益　美（事務局）

令和3年度　わかるPTA委員会

衣　笠　ひとみ
桑　本　由利子
阪　　和　也（会長）
古　川　益　美（事務局）
森　　智　子（代表副会長）

〈編集協力〉

西　川　　明（株式会社 西川印刷所）

〈協　　力〉

茨木市教育委員会
西宮市PTA協議会　資料提供

（五十音順）

わりとわかる！PTA

発　行　日　令和4年2月
制 作 編 集　茨木市PTA協議会
発　　行　茨木市PTA協議会
印 刷・製 本　株式会社 西川印刷所